

第46回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 12月16日(日曜日)午前7時～午後7時

国民の代表として、我が国の将来を託す人たちを選ぶ大事な選挙です。よく見、よく聞き、よく考えて、貴重な一票を正しく投じましょう。

■今回の選挙で投票できる人は

平成4年12月17日以前に生まれた方(20歳以上)で、平成24年9月3日以前から引き続き八峰町内に住んでいて住民登録がある方です。

■こんな時は期日前投票を

投票日当日、仕事や旅行等の理由により投票できない場合は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書いて、期日前投票所へ提出すると、その場で投票できます。

※平成24年9月3日以降に転出された方は、転出先の選挙人名簿に登録されないため、町内で投票することになります。

■投票時間

八峰町での投票時間は、午前7時から午後7時までです。入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。

【期日前投票所】

八森地区・・・ファガス「研修室」
峰浜地区・・・峰栄館

【期日前投票期間】

●第46回衆議院議員総選挙
12月5日(水)から12月15日(土)
●最高裁判所裁判官国民審査
12月9日(日)から12月15日(土)

※期間中は、土日祝日も投票できます。
【期日前投票時間】
午前8時30分から午後8時まで

■投票所をご確認ください

下表のとおりとなりますので、お間違えのないようご注意ください。

新年度の入園児を募集します

受付は2月8日(金)まで

新年度の子ども園入園児を次のとおり募集します。保育に欠ける児童の入所を希望する方は、役場幼児保育課又は各子ども園に「保育所入所申込書」を提出してください。

●保育に欠ける児童とは

- ①両親等が家庭の外で仕事をしている場合。
- ②両親等が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合。
- ③親のいない家庭。
- ④母親が出産前後、病気、心身に障害がある場合。
- ⑤出産の前後とは、妊娠、妊娠中、出産後間もないこと。
- ⑥児童の家庭に長期にわたる病人や



心身に障害のある人があり、親がいつもその看護にあたっている場合。

⑥火災や風水害地震等の復旧にあたって

※①から⑤の児童の家庭で両親以外の人が児童の保育ができる場合は除かれます。

●入所対象児童

生後3カ月以上(平成24年12月31日以前に生まれた児童)
※保育実施の申込期間は、小学校就学時期に達するまでの保育の実施を必要とする期間です。

●受付期間

1月7日(月)～2月8日(金)

●受付場所

- 八峰町役場 幼児保育課
- 町内各子ども園
- ☆沢目子ども園
- ☆八森子ども園
- ☆岩館子ども園
- ☆堀川子ども園
- ☆観海子ども園

各投区の投票所

投票区	地区名	投票所
1大沢投票区	大沢・横内・仲村・小手萩・内荒巻・塙・大信田	塙川健康センター
2石川投票区	石川・稲子沢・大野・外林	石川多目的集会施設
3田中投票区	畑谷・上畑谷・強坂・内坂・沼田・田中	峰栄館
4水沢投票区	水沢・カツチキ台・駅前・三ツ森・高野々・大土面	はつらつ苑
5目名瀧投票区	目名瀧・萩ノ台・蝦夷倉・岩子・大久保岱・手這坂・大岱・大槻野	八峰町役場
6八森投票区	八森第一・八森第二・八森第三・浜田・本館	八森生活改善センター
7観海投票区	椿台・椿・中浜・茂浦・立石・横間・滝の間	ファガス
8岩館投票区	小入川・岩館第一・岩館第二	岩館生活改善センター

■自分で書けないときは代理投票を
手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は、代理投票ができますので係員に申し出てください。投票の補助者が代理で記載しますが、投票の秘密は守られますのでご安心ください。

■病院などでの不在者投票
県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる人は、その施設で不在者投票ができます。手続きはその施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。

「郵便による不在者投票制度」があります。これは、事前に郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。この郵便による不在者投票を行うには、申請書提出から障害の程度の確認後に選挙管理委員会が決定のうえ証明書の交付となります。すぐには郵便による不在者投票ができませんので、ご了承ください。

※不在者投票は、投票日までに選管に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願います。

●不明な点は、八峰町選挙管理委員会までお問い合わせください。
☎76-4601(総務課内)
☎76-4800(選管 峰栄館内)

■郵便による不在者投票
身体に重度の障害がある方には、投票所に行かず自宅から投票できる

●申込書類

入所該当児童(平成19年4月2日～平成24年12月31日生)の保護者に申し込み書類を送付します。申込書には必要な添付書類がありますのでご注意ください。詳しくは、送付される案内書をご覧ください。

●保育料

保育料は左表のとおりです。このほか、保護者の所得によってすこやか子育て支援事業による助成があります。

●問合せ

八峰町役場 幼児保育課

☎76-4612

●入所要否の決定

申込書類を調査のうえ、後日通知します。

八峰町立子ども園保育料(平成24年度)※参考

各月初日における入所児童の世帯の状況		3歳未満児童	3歳以上児童
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	所得税非課税世帯	町民税非課税世帯	3,600円
		(母子世帯等免除)	0円
第3階層	町民税課税世帯	13,650円	11,550円
		(母子世帯等免除)	12,650円
第4階層	40,000円未満	21,000円	18,900円
		26,700円	24,900円
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	30,500円	29,000円
		29,000円	29,000円
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	40,000円	38,500円
		38,500円	38,500円
第7階層	413,000円以上 734,000円未満	40,000円	38,500円
		38,500円	38,500円
第8階層	734,000円以上	52,000円	50,500円
		50,500円	50,500円

※年齢の基準日は、平成25年4月1日です。
※同じ子ども園に2人以上入所した場合、2人目(弟、妹)の園児が半額になり、3人目以降は免除となります。(多子軽減)
※(母子世帯等免除)とは、第2、第3階層に認定された母子(父子)世帯や障害者のいる世帯等が適用されます。
※このほか、すこやか子育て支援事業による保育料助成があります。